

資料提供
 令和3年7月20日
 課名：食品生活衛生課
 担当者：菊池
 内線：3095
 直通電話：082-513-3098

「飲食店における感染防止対策の自主確認」及び「第三者認証制度の導入」について ～広島積極ガード店ゴールド認証制度～

1 目的

今後、まん延防止等重点措置区域（以下「まん防区域」という。）に指定された場合でも、県内飲食店が酒類提供と協力支援金の申請を行うことができるよう、「飲食店における感染防止対策の自主確認」と、飲食店が行う感染防止対策が客観的に評価される「第三者認証制度の導入」に取り組む。

2 背景

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等において、まん防区域に指定されたときは、

- ・原則として、営業時間の短縮と酒類の提供を行わないよう要請する
- ・ただし、県知事の判断により19時まで酒類提供ができることとするなど緩和を行うことができ、その場合は、飲食店に対して、予め「一定の要件」を含むチェックシートに基づく自主確認を求め、県の見回りの際に確認できるよう保存を求めることとなっている。

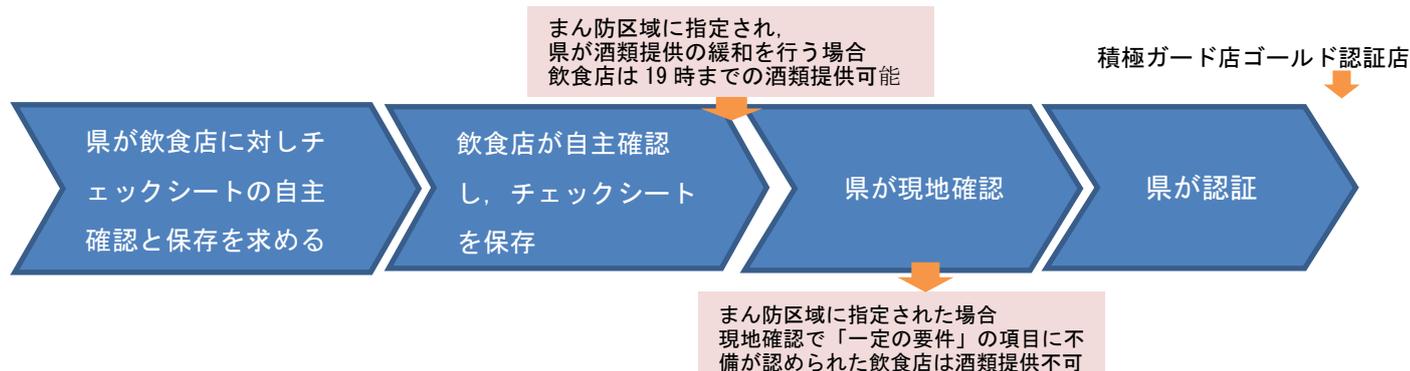
また、協力支援金を申請する飲食店に対しては、このチェックシートの提出を求めることとされている。

「一定の要件」とは、

- ・適切な方法によるアクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
 - ・手指消毒の徹底
 - ・食事中以外のマスク着用の推奨
 - ・換気の徹底
 - ・まん延防止等重点措置区域においては、同一グループの入店は、原則4人以内とすること
- ※ 対象は、営業時間が20時までの時短の必要のない酒類を提供する飲食店を含む。

3 県の対応

これらを受けて、広島県では、「一定の要件」を含む第三者認証基準のチェックシートを県内の全ての飲食店に送付して取り組みの自主確認を求めるとともに、第三者認証制度である「広島積極ガード店ゴールド」を開始し、飲食店の現地確認・認証を進めていく。



4 チェックシート（認証基準）の概要

「一定の要件」を含んだ25項目とする（別紙 セルフチェックシート参照）

【主な項目と基準】

適切な方法によるアクリル板等の設置（座席の間隔の確保）	座席間に、適切にパーテーションを設置、若しくは座席間隔が1m以上確保されている
手指消毒の徹底	入店時に手指消毒液の実施を来店者に呼びかけている
食事中以外のマスクの着用の推奨	食事中以外のマスクの着用について、呼びかけ等を行っている
換気の徹底	窓の定期的な開放や換気設備等を使用した換気を行っている

5 対象店舗

営業時間が20時までの時短の必要のない酒類を提供する飲食店を含む全ての飲食店。

6 認証制度の概要

<名称>

広島積極ガード店ゴールド認証制度

<対象>

広島積極ガード店に登録している飲食店 約16,800店のほか、これから登録する飲食店

<認証の流れ>

- ① 飲食店は、認証基準を満たしているかチェックシートにより自主確認（チェックシートの保管）
↓
- ② 調査員が広島積極ガード店に登録している飲食店を個別訪問
↓
- ③ 認証制度の説明及び認証の希望を確認（申請を受け付け）
↓
- ④ ①のチェックシートと照らし合わせながら、認証基準を満たしているか確認
↓
- ⑤ 認証基準を満たしていれば、認証ステッカーを交付（不備がある場合は、改善内容を助言し、後日 再調査）
↓
- ⑥ 県ホームページで認証店舗を公表

まん防区域に指定され、県が酒類提供の緩和を行う場合に、飲食店は、このセルフチェックを行っていれば、19時までの酒類の提供が可能

まん防区域に指定された場合に、「一定の要件」の項目に不備が認められた場合、基準を満たすまでの間は酒類が提供できない。

飲食店からの申請を待たずに、調査員が飲食店を訪問して第三者認証の申請を推奨する。

<事業開始日>

7月20日（火）

7月21日（水）から県内全域を対象として飲食店の訪問調査開始し、8月末までに、県内一巡を完了する予定

〈支援制度〉

第三者認証の取得を目指す飲食店を支援するため、「新型コロナウイルス感染症対策費事業費補助金」を再開する。

- ・パーティーやサーキュレーター等の感染予防対策のための設備購入経費を補助対象とし、上限10万円
- ・ただし、これまで当該補助金を受けたことがない飲食店が対象

〈問い合わせ窓口〉

○広島積極ガード店ゴールド認証事務局

受付時間 9時30分～12時／13時～17時30分（土曜・日曜・祝日は除く）

〒730-0031 広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル3階

電話 082-546-1280 FAX 082-541-1220

○認証基準など詳しくは県ホームページに掲載

URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/inshokutaisaku/inshokusekkyoku-gold.html>

広島県 飲食店認証



〈認証ステッカー〉



〈参考〉広島積極ガード店登録店舗数 16,855 (7/16 現在)

市町名	登録店舗数	市町名	登録店舗数	市町名	登録店舗数	市町名	登録店舗数
広島市	8,800	三原市	471	府中市	171	北広島町	108
福山市	2,563	竹原市	140	庄原市	171	安芸太田町	45
呉市	1,067	江田島市	92	海田町	129	神石高原町	37
尾道市	871	安芸高田市	94	府中町	197	世羅町	88
東広島市	728	大竹市	98	熊野町	47	大崎上島町	32
廿日市市	544	三次市	317	坂町	45		

「広島積極ガード店ゴールド」認証基準 セルフチェックシート

※ 「No.」がついた項目は、速やかな改善をお願いします。

No.	項目	確認内容・方法	チェック	備考
1	発熱、倦怠感、咳のある従業員は勤務しません	・業務開始前に検温・体調確認を行っていること。 ・発熱、倦怠感、咳のある従業員又は感染した従業員もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員を勤務させていないこと。	Yes / No	
2	感染予防の取組を公表します	・取組宣言店、広島コロナお知らせQR、積極ガード店の掲示物があること。	Yes / No	
3	混雑を予防します	・混雑予防のためのお知らせや掲示物があること（人数制限や予約の制限など）。 ・同一グループの同一テーブルへの入店内は、原則4人以内であること。（まん延防止等重点措置時に限る）	Yes / No	
4	行列の間隔を確保します	・床にサイン、列をジグザグにする等、行列の間隔の確保のための何らかのサインがあること。又は、都度、行列の間隔の確保を口頭で注意するなど対応していること。	Yes / No	
5	従業員はマスクを着用します	・従業員全員がマスクを着用していること。（フェイスシールドやマウスガードはマスクとして評価しない）	Yes / No	
6	お客様同士の距離を保ちます	・座席の端と座席の端の間隔が1m以上確保されていること。（メジャー等で計測して確認する。）	Yes / No	「6」又は「7」のいずれかを満たしていれば可
7	飛沫の飛散を防ぎます	・座席と座席の間、テーブル上（同一テーブル上の正面及び隣席との間、他のテーブルとの間）にパーテーションが設置されていること。 （同居家族等であることが確認できる場合は例外的にパーテーションを外す運用を認めてもよい） ・パーテーションの高さは、着座した状態で目を覆う程度の高さがあること。	Yes / No	
8	換気に努めます	（1）【建築物における衛生的環境の確保に関する法律（略称：建築物衛生法）の対象施設】 ・建築物衛生法に基づく空気環境の基準を満たしているか、ビルのオーナーや管理者等から、定期検査の結果を確認すること。 （2）【建築物衛生法の対象外施設】 ・換気設備により必要換気量（30m ³ /人・時）を確保しているか、換気扇のカatalog等で確認の上、1人当たり（従業員＋利用客数）30m ³ あるか確認すること。 例）換気能力300m ³ /時の換気扇、飲食店の最大人数が10人であれば、1人当たり必要換気量30m ³ となり必要換気量を確保している。 （3）【（1）、（2）で確認できない場合】 ・窓やドア等を定期的に開放（30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合はドアを開ける））して、十分な換気を行っていること。 ・夏場、冬場など、窓開けによる換気により適切な温度・湿度が確保できない場合は、窓からの換気と併せて空気清浄機を使用していること。	Yes / No	（1）、（2）又は（3）のいずれかを満たしていれば可
9	3密空間の利用を制限します	・閉鎖個室がある場合は、使用しないこと。 ・使用する場合、ドアの定期的な開放やサーキュレーターを使用した換気を行っている。	Yes / No	
10	大声での会話を予防します	・施設内BGMの音量を下げていること。	Yes / No	
11	お客様に咳エチケットを呼びかけます	・咳エチケットの呼びかけ、マスク着用の呼びかけ、又は、その旨を掲示をしていること。 ・「食事中以外の」マスク着用の呼びかけ、又は、その旨を掲示をしていること。	Yes / No	
12	お客様に大声での会話を控えるよう呼びかけます	・大声での会話を控えるよう呼びかけ、又は、その旨を掲示をしていること。	Yes / No	
13	感染リスクの高い人が安心して利用できる環境を整えます	・異なるグループで相席していない。又は、その旨掲示している。	Yes / No	
14	お客様が石鹸液で手を洗える、手指消毒できる環境を整えます	・手洗いする場所に石鹸・ハンドソープを設置していること。 ・店内入り口に手指用の消毒薬を設置していること。	Yes / No	
15	複数人が触れる物品を減らします	・複数人が触れる物品（例：共用備品の整理、テーブルメニューの廃止等）を無くしている、又は減らしていること。 ・撤去が難しい場合、客が入れ替わる都度、アルコール等で拭拭や用具の交換を行っていること。又は、共用備品使用時に手袋を着用させている等の独自の取組があること。	Yes / No	
16	キャッシュレス決済やコイントレーの使用を励行します	・「キャッシュレス決済」又は「コイントレー」を使用していること。	Yes / No	
17	お客様が入れ替わるときに清掃、消毒を実施します	・客が入れ替わるときに清掃及び消毒を実施していること。（清掃だけは「×」、消毒まで行う必要がある。）	Yes / No	
18	定期的にドアノブなどをアルコール消毒します	・定期的にドアノブなどをアルコール等で消毒していること。 <飲食業で他人と共用し接触が多い部位> テーブル、イス、メニューブック、調味料、ドリンクバー、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、卓上ベル、レジ、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー、コイントレイ、券売機、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなど	Yes / No	
19	お客様へのサービス提供までの待ち時間を短くします	・事前予約、テイクアウト、デリバリーのいずれかの仕組みがあること。	Yes / No	
20	接触の少ないサービスの提供方法を導入します	・食事を皿で提供していないこと。（皿を店員が取り分けるサービスまで行う場合は「○」）	Yes / No	
21	対面しなくてもサービスを受けられるような環境を整えます	・テイクアウト、デリバリー、配達型サービスの提供、オンライン等の環境があること。 ・上記環境がない場合、正面に立たずに横に立って対応していること。	Yes / No	
22	お客様へ手洗い、手指消毒の徹底を呼びかけます	・入店時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかけていること。（入店時に難しい場合は注文時）	Yes / No	
23	万が一感染が発生した場合には、お客様へ連絡します		Yes / No	
24	万が一感染が発生した場合には、自主的に施設名を公表します		Yes / No	
25	万が一感染が発生した場合には、保健所が行う積極的疫学調査へ協力します		Yes / No	

※ 網掛け部分は「一定の要件」を示す。